

海岸に関するよくある問合せ

① 海で釣りをしてもいいですか？

⇒ 釣りをするのは自由です。ただし、他の利用者の迷惑とならないよう注意してください。

② 海岸で花火をしてもいいですか？

⇒ 手持ち花火であれば、他の利用者や近隣にお住まいの方の迷惑とならない範囲で楽しむことは可能です。また、ゴミは持ち帰ってください。

* 浦安海岸の日の出・明海地区（浦安市総合公園付近、浦安市墓地公園付近）は花火そのものを禁止しています。

③ 海岸でバーベキューをしてもいいですか？

⇒ バーベキューは自由にさせていただいて構いませんが、他の利用者や近隣にお住まいの方の迷惑とならないよう注意してください。また、直火でのバーベキューは禁止です。

火の取扱い、後始末には十分気を付け、ゴミは持ち帰ってください。

* 浦安海岸の日の出・明海地区（浦安市総合公園付近、浦安市墓地公園付近）では、花火・バーベキューなどの火気の使用はできません。

* 浦安市高洲地区についてはコンロ等を使用してください。

④ 海岸で撮影をしたいが許可は要りますか？

⇒ 撮影等の業務の場合には、一時使用届出書を提出いただいています。案内図、撮影方法、撮影内容等の企画書等を届出書に添付して提出ください。

⑤ 急傾斜地に該当しますか？

⇒ ちば情報マップから、該当住所で検索し、急傾斜地崩壊危険区域に該当するかをご確認ください。

<急傾斜地崩壊危険区域のリンクへの飛び方>

ちば情報マップ>防災情報>土砂災害警戒区域等>急傾斜地崩壊危険区域

※「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」とは異なりますのでご注意ください。